

機関名	沖縄総合事務局（内閣府）		
1. 沖縄総合事務局の事務のうち、各省の出先機関としての事務（地方農政局（沖-10）、経済産業局（沖-13）、地方整備局（沖-16）、地方運輸局（沖-18））については、各省の自己仕分け結果を踏まえ、所要の見直しを行う（詳細は別紙参照）。			
農林水産部の事務の一部 （地方農政局において見直すこととされた以下の事務）			
※番号は各省の出先機関から引用。			
番号	事務・権限	記号	
農-5	肥料登録証・仮登録証の登録更新業務	C-a	
農-9	食育の推進に関する事務（民間に対する助成）	C-b	
農-12	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務	A-a	
農-21	事業協同組合等の設立認可等	A-b-②	
農-34	農地の配水管理と密接な関連のある農業水利施設	B-②	
農-39	地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する事務	C-b	
経済産業部の事務の一部 （経済産業局において見直すこととされた以下の事務）			
経-2-1	経済産業省生産動態統計調査の実施	A-a, C-c	
経-2-3	埋蔵鉱量統計調査の実施	D	
経-2-4	ガス事業生産動態統計調査の実施	C-a	
経-3-2	産業クラスターの支援	B-②	
経-4	商工会議所の定款変更等に係る国の権限	A-a, C-c	
経-5-2	産学人材育成パートナーシップに関する事務	D	
経-5-4	アジア人材資金構想に関する事務	D	
経-7	JIS 法に基づく事業所への立入検査等の事務	A-a, C-c	
経-9	中小企業及び公設試験研究機関等に対する特許料軽減申請の受付と確認書交付	C-b	
経-10-3	地域資源活用販路開拓支援事業	D, C-c	

経-11-1	下請代金法に基づく検査、勧告等（事業者に対する報告・検査の権限）	A-a, C-c
経-13	一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限	A-a, C-c
経-16-2	一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限	A-a, C-c
経-18-1～5	一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品の製造業者・輸入業者等への報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品）	A-a, C-c
経-27	計量士国家試験の実施	C-a
経-32-1～4	事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用）	A-a, C-c
経-34-1	環境配慮活動活性化ビジネス促進事業	D
経-35	一の都道府県内で完結する事業者に対する省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収等	A-a, C-c
経-36-2	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業	D
経-38-1	給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査	A-a, C-c
経-43-2	対日投資に関する事務	B-②

開発建設部の事務の一部

（地方整備局において見直すこととされた以下の事務）

整-1-2	内部管理事務（地方委譲に係るもの）	A-a
整-2-2	地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務（地方委譲に係るもの）	A-a
整-7	事業評価及び費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）	A-a
整-8-2	技術的審査、検査及び調査（地方委譲に係るもの）	A-a
整-9-2	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方委譲に係るもの）	A-a
整-10-2	積算基準に関する事務（地方委譲に係るもの）	A-a
整-11-2	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方委譲に係るもの）	A-a
整-13-2	防災業務計画等の策定（地方委譲に係るもの）	A-a
整-22-2	国営公園の整備及び管理に関する事務（地方委譲に係るもの）	A-b-①

整-23-2	国営公園の整備及び管理に関する事務(占用・行為許可等): 地方委譲に係るもの	A-b-①
整-27	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施(H20 国交省取りまとめに基づき移管する方向で調整を進めるもの)	—※
整-28	河川等の利用、保全に関する許認可等(H20 国交省取りまとめに基づき移管する方向で調整を進めるもの)	—※
整-34	直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施(H20 より個別協議を開始し移管する方向で調整を進めるもの)	A-b-①, C-c
整-35	直轄国道の管理に関する許認可等(H20 より個別協議を開始し移管する方向で調整を進めるもの)	A-b-①, C-c
整-45-2	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償の事務(地方委譲に係るもの)	A-a
整-46-2	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務(地方委譲に係るもの)	A-a

※沖縄県内には一級河川が存在しないため、非該当。

運輸部の事務の一部

(地方運輸局において見直すこととされた以下の事務)

運-1-2	内部管理事務(地方委譲に係るもの)	A-a
運-2	指導・助言等の関与	A-b-①, C-c
運-3-1~3	観光振興	A-b-①, C-c
運-9	鉄道車両等生産動態統計調査の実施	C-b
運-10	自家用有償旅客運送の許認可等	A-b-①, C-c
運-20	内航船舶輸送統計調査の実施	C-b, C-c
運-30	自動車輸送統計調査の実施	C-b

2. 沖縄総合事務局の業務のうち、振興計画の作成及び推進等に関する事務等については、平成 23 年度に終了する沖縄振興特別措置法の検討において国の責務の在り方を検討する中で、併せて見直すべきものであるとの考え方から、引き続き「国に残すもの(引き続き出先機関の事務・権限とするもの)」とする。また、各省の出先機関としての事務については、今後、各省の新たな対応が判明した場合には、「1.」同様、所要の見直しを行う。

機関名	総合通信局（総務省）
	1 自己仕分けにおいては、全国知事会「国の出先機関原則廃止ＰＴ」が「地方移管」又は「廃止・民営化」とした１５事務のうち、「国による一様の規律を要する事務だが、自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査して対応するもの」又は「自治体でできる地域振興や広報啓発は自治体で、国の政策である先端的ＩＣＴ活用等に関する施策は国として実施するもの」として整理（※としたもの）した次の６事務を対象に再検討を実施した。 ①ケーブルテレビ等の許認可等 ②電気通信事業の登録・届出等 ③信書便事業の監督 ④情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間） ⑤情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体） ⑥情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成） 2 自己仕分けにおいて、「国による一様の規律を要する事務だが、地方自治体側の要求内容が不明なところを今後確認・精査して対応するもの」とした「①ケーブルテレビ等の許認可等」、「②電気通信事業の登録・届出等」及び「③信書便事業の監督」については、 （１）都道府県域内等にネットワークが完結していれば、地方自治体に事務移譲し易い （２）技術基準やネットワークセキュリティなどは地方自治体の事務になじみにくい （３）統一的判断基準等を国が定める方法では、急速な技術革新に伴う基準等の見直しが常に生じるため、地方自治体では対応しきれない場合がある という点に留意すべきであるが、地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「①ケーブルテレビ等の許認可等」及び「③信書便事業の監督」の事務の一部については、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。（（注）参照） 3 「④情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）」、「⑤情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対地方自治体）」及び「⑥情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」の３事務については、自己仕分けにおいて「地方自治体でできる地域振興や広報啓発は地方自治体で、国の政策である先端的ＩＣＴ活用等に関する施策は国として実施するもの」としたが、今回の再検討の結果、次のとおり整理できるのではないかと考える。 （１）「④情報通信に関する広報啓発・相談（セミナー開催等）（対民間）」及び「⑤情報通信に関する広報啓発・相談（セ

ミナー開催等）（対地方自治体）」については、地方におけるＩＣＴの広報啓発は地方自治体自ら実施することとする。

ただし、国の構想や政策についての周知・広報は、国が行うべき事務であり引き続き国が実施する。

- (2) 「⑥情報通信による地域振興等（地方自治体に対する助成）」については、各々の地域でのＩＣＴ導入などは地方自治体が自ら実施することとする。ただし、先進的ＩＣＴの利活用のための標準仕様の策定などは、国が行うべき事務であり引き続き国が実施する。

(注)

具体的には

- ・ 「①ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設（～５００端子。区域外再送信を行う場合を除く。）」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考ええる。なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要がないかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。
- ・ 「③信書便事業の監督」のうち、単一の都道府県の域内に完結して事業を行う特定信書便事業者に係る監督事務（許認可、検査・報告徴求、事故発生時の応急対応、再発防止・改善命令等を含む）については、地方自治体に移譲することが可能と考ええる。

ただし、地方移譲にあたっては次の条件が満たされることが前提である。

- (1) 郵便・信書便法令は国が定める。

- (2) 「信書の秘密」を保障するための全国統一的な基準を国が策定し、これに基づき都道府県知事が監督業務を行うこととし、これを実現する制度的枠組みを整備する。

なお、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・改善命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地域主権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考ええる。

機関名	法務局・地方法務局（法務省）
	【基本的な考え方】 地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権の考え方に加え、国と地方の役割分担と連携の在り方について十分な配慮が必要という認識の下、地方自治体側を始め制度の利用者など広く関係各方面の意見等をも踏まえつつ、個々の事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等の観点から、本年１０月１５日の閣僚懇談会において、内閣府特命担当大臣（地域主権推進）から示された再検討の指針に沿って、検討した。 【再検討の内容】 ■「地方自治体が見直しを特に強く望んでいるものについてはその方向で移譲する」について（指針①） 法務局の事務・権限について、全国知事会は、最重点分野又は重点分野に含めておらず、また、移管先は市町村が想定されるとしている。他方、全国市長会及び全国町村会は、今後更なる検討が必要としているが、指定都市市長会は、法務局の事務の中では、「不動産登記事務」及び「人権擁護に関する事務」を重点事項として選定している。そこで、これらの事務の指定都市への移譲を中心に検討した。 まず、指定都市市長会は、「既存事務・権限と有機的連携を図りながら効果的に実施できる」として、「不動産登記事務」を重点項目に選定している。その趣旨は、登記情報をその事務に活用することができるとの趣旨と考えられるところ、現在、行政機関（国・地方）が保有する情報の共有化を 2015 年度までに実現する方策（バックオフィス連携）が検討されており、この実現により、指定都市を含め地方自治体において登記情報を活用することができるようになり、有機的連携は格段に図られるものと考えられる。 次に、指定都市市長会は、「人権擁護に関する事務」も重点項目に選定し、このうち、「人権擁護委員の委嘱に関する事務等」については、「既存事務・権限と有機的連携を図りながら効果的に実施できる」としている。人権擁護委員の活動が各地方自治体との有機的連携をもって行われることは、重要なことであり、そのため、人権擁護委員法では、人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされている。これによって、人権擁護委員の活動が、全国的見地からの活動とそれぞれの地域の実情に即した活動となることを可能としている。以上の手続において、法務局は、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対して意見を求めるなどの事務を行っているが、これらの事務を市町村に移譲することにより、市町村が、全国的見地からの活動と地域の実情に即した活動を行うにふさわしい候補者を推薦するため、自ら候補者に関するより多くの情報を収集・蓄積することが可能となることかから、これら人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲することが考えられ

る。ただし、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みと併せて検討する必要がある。また、指定都市市長会は、「人権侵犯事件に係る調査・救済・予防等」といった人権擁護事務全般に関しては、「地域の実情に合わせて指定都市の同種取組を拡充強化し、国は事業を廃止し指定都市へ税源移譲」するとしている。確かに、各地方自治体が「地方の実情に合わせて」人権侵害に係る調査・救済・予防等の取組を拡充強化することとは、我が国の人権擁護にとって極めて重要であり、大いに推進されるべきものであって、現に、いくつかの地方自治体では、子どもや女性などの特定の分野において、人権侵害からの救済等の取組を強化している。ただし、各地方自治体が、現在、法務省の人権擁護機関が行っている、あらゆる人権侵害からの救済活動を行う場合には、後述する事務処理の統一性、中立・公正性等、乗り越えるべき課題も多く、国は、引き続き国民に対し、あらゆる人権侵害からの救済措置を講ずる、いわば、セイフティ・ネットとして、現在の人権侵犯事件の調査救済等の事務を行っていく必要があると考えている。国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、さらに、国自らが人権擁護を行うことは国際的要請でもあるからである。人権の擁護に係る国及び地方自治体の事務は、相互に排斥し合うものではなく、地方自治体の人権擁護の取組の強化とともに、国は、国として人権擁護の責務を果たしていくべきであり、国の事業は、廃止し得ないものと考えている。

■「国が地方移譲の障害として掲げている理由について、それを解決して地方に移譲する」について（指針②） ＜不動産登記事務について＞

「不動産登記事務」は、「審査事務」と「登記事項証明書等の交付事務」に大別され、このうち、「審査事務」は、申請人から申請された登記事件について、登記記録、添付情報等から申請された内容が登記することができる適法なものであるかを判断して、登記簿に権利の変動等を記録するという高度な法律知識を必要とする法律審査事務であり、その処理に当たっては、「厳格な全国統一性」及び「高度な専門性」が求められる。

1 「統一性」の確保について

「統一性」を確保する方策について、戸籍事務と同様に、国が「処理基準」を定めて対処することが考えられる。

この点、戸籍事務では、関係する法律は、民法の親族関係部分が中心であり、また、身分関係の法律行為は、婚姻、離婚、養子縁組など類型化されているのに対し、不動産登記事務では、不動産登記法はもとより、民法、会社法等の民事実体法、民事執行法、倒産法等の民事手続法、さらには、借地借家法といった特別法など、民事法全般及び登録免許税法、租税特別措置法等の租税法に関する広範な登記関係の法令・判例・通達を参照する必要がある。また、戸籍の届出などは、当事者が原則一人であるのに対し、不動産登記では、共有者や抵当権者がいる場合など当事者・利害関係人が複数である事件が多く、戸籍事件と比べて、格段に複雑な事件が多い。さらに、個々の事件は、同じ登記事件として分類されるものであっても、それぞれ内

容も法的な検討が必要な問題点も異なる。例えば、同じ所有権移転の登記であっても、その原因は、売買、贈与、相続など形態は様々であり、その実体関係についても、各事件によって様相を異にしていることから、検討すべき問題点についても、必然的に異なる。そのため、現に存する判断の指針など、戸籍事務に比べてはるかに膨大な既存の通知・通達を「処理基準」として整理することは困難であり、仮に、整理ができたとしても、審査の結果が必ず同一の判断になるような、実務において機能する「処理基準」にはならないのではないかと考えられる。

さらに、「統一性」を確保する方策として、必要に応じて、国が指示できる体制を整備して対処することも考えられる。この点、不動産登記を含めて登記事件は、年間約1500万件程度も申請されている一方で、不動産登記事件には、例えば、不動産を売る人、買う人、その不動産を担保に資金を融資する人、売買代金から貸付金の返済を受ける人など利害を持つ多くの関係人が存する事件、所有権移転と差押えが競合している事件、破産や民事再生といったいち早く公示しなければならぬ事件など、迅速な処理を求められる事件が多く、仮に、自治体が法務省へ照会して回答を得て処理するということになること、事件処理に必要な時間は長時間化せざるを得ず、事件処理の停滞をまねき、経済取引を阻害するばかりか、ひいては、国民へのサービスの低下から不動産登記制度に対する国民の信頼を失うことにもなりかねない。

2 「専門性」の確保について

次に、「専門性」を確保する方策として、国・地方間の人事交流等により対処することが考えられる。

この点、法務局では、広範な登記関係の法令・判例・通達についての十分な知識とこれを基礎にして自ら適切な判断を下すための高度な法律的能力を持った法律専門家を確保・配置するため、これまで、職員に対し、各年代ごとに、計画的に、職務遂行に必要な知識・技能を修得させるための各種研修（教官は裁判官や検察官等の法曹有資格者が担当するほか、1回の研修で最長6か月間のものもある。）を実施するだけでなく、都市部の繁忙庁にも定期的に異動させて、大量多種の実際の登記事件を処理させる（実務経験を積ませる）ことによって、約20年かけて、専門的知識・能力を持った登記官を継続的に育成し、そのような登記官を全国規模で広域人事異動させることにより、効率的に、全国各地で行政サービスの質を一定水準以上に保ってきたところであり、国が事務引継ぎや研修を実施したり、一定期間の人事交流を実施する程度では、不動産登記事件を適正かつ迅速に処理することができるとする法律専門家を継続的に育成・配置することは、極めて困難であると考えられる。

そこで、現在の法務局の職員（登記官）を指定都市に移管して対処することも考えられる。

この場合、移管された登記官が、昨今の市町村における総合窓口化の流れを受けて、他の業務を兼務することになれば、専門的な事務処理能力は急速に低下するおそれがあるばかりでなく（市町村における戸籍事務担当職員は、8割超が他の事務を兼務、5割超が経験年数3年未満）、その他の法務局の職員について、指定都市（都市部）の地域において、大量多種の実際の登記事件を処理することができなくなり（実務経験が積みなくなる）、登記官の継続的な育成に甚大な支障を来すことから、

指定都市以外の地域で行政サービスの質を一定水準以上に保つことが困難になるおそれがある。

3 その他

上記のほかには解決すべき課題として、指定都市市長会は、重点項目の選定に当たった視点として、「二重行政の解消など、住民にもっとも身近な基礎自治体である指定都市へ一元化することにより、地域住民のニーズに基づき総合的、自立的、効率的な都市経営の推進に大きく寄与することが期待できること」としているが、そもそも、不動産登記事務は、二重行政になっておらず、指定都市への移譲は、登記事務を複数の主体が行うことになり、登記情報システムの運用管理等に関して分散ロスが生じるほか、商業法人登記とも分離して事務処理を行うことになり、効率的・経済的な事務処理体制であるとはいえない。また、不動産の所有者や担保権者は、当該地域の住民とは限らないため、必ずしも地域住民のための事務処理に限るとは限らない。

さらに、不動産登記事務の移譲については、拠点分散によるコスト増の問題があるほか、地図の着実な作成（特に地籍調査が困難な地域）、筆界特定制度の円滑・有効な実施、登録免許税制度との整合性、登記の公平・中立性の確保等、十分に配慮すべき点が多々存するところである。

最後に、不動産登記制度の利用者（法務局の利用者）の意見は、最大限に尊重されるべきである。

不動産登記申請の大半は、司法書士及び土地家屋調査士等の資格者代理人からの申請であるところ、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会は、不動産登記事務の地方移譲に強く反対している。さらに、日本弁護士連合会にも意見を求めたところ、8月末の自己仕分け後、不動産登記事務の地方移譲については、賛成できない旨の意見が寄せられている。

＜人権擁護に関する事務について＞

1 人権擁護委員の委嘱に関する事務

上記の「地方自治体が見直しを特に強く望んでいるものについてはその方向で移譲する」について（指針①）」で述べたように、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みの検討と併せて、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲することが考えられる。

2 人権侵犯事件の調査救済活動

(1) 事務処理の全国統一的判断の確保について

人権侵犯事件の調査救済活動は、態様が多種多様に及ぶ個別の事件について、関係者に対する事情聴取等の調査を行った上、関係各証拠の評価及びこれを前提とした事実認定を行い、認定できた事実について、様々な法令及び判例に照らし違法

性の判断をした上、当該事案に対して最も適切な措置を選択するものであり、準司法的作用の実質を有し、全国統一的な判断が必要となる。そこで、国が統一的判断基準等を定め、さらに判断の確保に資するための何らかの条件を整備することなどにより、全国統一的な判断を確保することができているかが検討されなければならない。

この点、人権侵犯事件の調査救済活動は、多種多様な人権侵害事案について、法令の規定や判例に照らして判断を行うものであるから、その性質上、何らかの判断基準を定立することが困難であり、そもそも判断基準の定立にはなじまない性質の事務であると考えられる。また、仮に、ある程度の基準を示すことができたとしても、事案ごとの判断ポイントを網羅することはできず、全国的統一的な判断を確保することは、現実的には困難である。

(2) 中立・公正で実効的な事件処理について

人権問題には、対立が先鋭化しがちなセンシティブな面があり、人権救済機関が国民からの信頼を確保し、その機能を十分に果たすには、調査救済活動が中立・公正に行われる必要がある。地方自治体においては、各種団体等と身近に接する機会が多いことなどから、従来、地方自治体における行政の主体性、中立・公正性に対する懸念が示されてきたところである。人権侵害が否かについては、法令・判例等といった規範によって判断されるべきであるが、それが法令等に沿ったものではなく、それ以外の要因、例えば、特定の団体等の主義や主張の影響を受けたものであると受け取られてしまえば、人権救済を行う機関に対する国民からの信を得られず、実効的な人権救済という本来の機能を十全に果たしていくことができないこととなってしまふ。この点、地方自治体の中に、調査救済活動の中立・公正性を担保可能な制度的仕組みを構築することが考えられるが、いかなる体制が担保となり得るか等について十分な検討が必要である。

なお、後述するように、政府は、新たな人権救済機関の設置を目指しており、また、国際的にも、国連総会で採択されたパリ原則（国内人権機関に求められる国際基準）に則った機関の創設が強く求められているところであるが、同機関の中央・地方の組織の在り方等については、いかなる組織・権限等が人権侵害からの実効的な救済にふさわしいか、国際的基準を満たすのか等の観点から、我が国の人権擁護体制全般の中で議論・検討されるべきものと考えている。

(3) 効果的・効率的な事務処理体制の確保について

現在、人権侵犯事件の調査救済活動は、地方法務局、その地方法務局を指揮監督する法務局、さらにこれらに対する指示等の役割を担う法務省人権擁護局の3者において、調査救済活動に要する人的資源を適正に配分し、調査事項の策定や調査の実施、調査結果を踏まえた事実認定・法的判断、措置の選択等について、事案の性質に応じた連携・指導によって、これらを適正・迅速に行うことを可能とする態勢を整えており、これが、迅速かつ実効的な被害者救済に役立っている。これに対し、各地方自治体ごとで事務を担うこととした場合には、上記(1)及び(2)で検討した問題点のほか、多くのコストを要することが見込まれるという点においても、効率的な行政という観点からは問題が多いものと考えている。

3 人権相談活動

人権相談は、相談者に対して必要な助言等を行うものであるが、同時に、人権侵犯事件の端緒を得るためのアンテナ機能としての重要な役割を有するものであり、人権侵犯事件の調査救済活動と切り離して実施することは困難である。

国が人権侵犯事件の調査救済活動を行うことを前提とすれば、人権侵害からの実効的救済を図るためには、まず、その活動をする機関自らが、人権侵害のおそれのある事案をキャッチし、迅速・適切な対応をすることが重要であるが、地方自治体のみが人権相談を行い、国自身が、何らの人権相談を実施しないこととなると、救済事案を速やかに発見し、迅速に救済を行うという観点からは問題が生じかねない。

もちろん、地方自治体が、相談活動を充実させ、住民の権利擁護を図ることは重要であるが、それをもって、国自身が一切の相談活動を行うべきでないということにはならない。現在でも、地方自治体が人権侵犯事件としての救済が必要だと判断した事案については、法務局に通報や相談がされ、国との連携・協力の下、それぞれの事案にふさわしい解決がされているのであって、今後も、この連携・協力関係を充実・強化していくことが求められていると考えている。

4 人権啓発活動

(1) 国が直接行う人権啓発活動について

基本的人権が尊重される社会の実現は、我が国の憲法の最も重要な目的であり、民主主義や平和主義と並んで、憲法の根本規範である。国連憲章、世界人権宣言以来の国際的な人権保障の潮流から見ても、国が自ら国内において基本的人権の普及・高揚活動を行うべきとするのが一般的な考え方であり、パリ原則においても、人権擁護を国レベルのものとして規定している。このように、国民に人権尊重の理念を理解させるための啓発活動は、憲法の基本的人権尊重主義に基づき、国の責務として当然に行われなければならないものである。諸外国の人権擁護機関においても、その所掌事務として人権に関する啓発活動を実施しているのが一般的である（イギリス、フランス、ドイツ、カナダ、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランド、韓国など）。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）は、憲法上の要請を実定法化したものといえるが、同法において、国については、人権啓発に関する施策の策定とそれを実施する責務が、地方自治体については、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権啓発に関する施策の策定とそれを実施する責務が、それぞれ規定されているように、人権啓発活動においては、国と地方自治体とが相互に連携を図ることにより、全国的に一定水準が確保され、全国的な視点に立った人権啓発活動と、それぞれの地域に根ざした啓発活動との双方が確保されるものである。そ

して、こうした啓発活動は、国と地方自治体のどちらか一方が行って事足りるものではない。

国は、全国的な啓発活動の実施や全国的な啓発関連情報の収集及び提供、啓発活動推進のための指針の策定、地方自治体の人権啓発活動指導職員の要請支援等を通じ、我が国における人権啓発のナショナルミニマムを達成するよう努めている。例えば、北朝鮮による拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中にある。これら人権侵害問題に対しては、国自らが全国的規模で啓発活動を実施する必要がある。また、かつてのハンセン病患者に対して誤った国の隔離政策がもとで、今なお誤った認識や偏見が存在していることに対しても、国自らが啓発活動を実施する必要がある。

そして、こうした活動の一切を国が行わないとすることは、我が国における人権啓発の水準を低下させるものであって、およそ想定できるものではなく、国が人権啓発活動を行わない、あるいは、人権啓発活動に関して地域格差が生じるような事態になれば、国としての責務を放棄しているとして国内外から非難を受けることは免れない。

また、国が行うべき人権啓発活動について、国が基準を策定し、実施を地方自治体が行うとした場合、各地方自治体の財政状況や地域特性等を背景に地方自治体における人権啓発活動が十分に実施されない事態が考えられ、ひいては、国民にとって一定水準の人権啓発が確保されないこととなる。加えて、全国的規模で行う啓発活動については、国が基準を策定し、実施は地方自治体のみが行うとした場合は、コスト面からも、非効率にならざるを得ない。

さらに、人権擁護推進審議会の答申（「人権救済制度の在り方について」平成13年5月25日）にもあるように、「対症療法」としての人権救済と「根治療法」としての人権啓発は、人権尊重社会の実現を目標とする人権擁護行政における両輪であり、両者が互いに有機的な関係を保ちながら推進されてこそ、初めて真に効果的なものとなる。法務省の人権擁護機関では、全国で実施している人権相談や人権侵犯事件の調査救済活動を通じて得た情報、知見等を踏まえ、全国的な啓発活動を行うべき人権課題を早期に把握して人権啓発活動を実施している。国が直接人権啓発活動を実施することが否定されてしまえば、全国的に生起する可能性があり、緊急に対応する必要がある人権課題等に対して、速やかな全国展開を行うことは困難となる。

以上述べたとおり、地方自治体がその人権啓発活動を充実させていくことは大いに期待されるところであるが、国自身が担わなければならないものについては、基準の設定等によっても、事務の適切な遂行を確保していくことは必ずしも現実的ではないと思われる。

(2) 国が地方自治体に委託して行う人権啓発活動について

国は、国が行うべき人権啓発活動のうちの一部について、都道府県及び政令指定都市等へ委託して実施している（以下「人権啓発活動地方委託事業」という。）。人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、

各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、地域の実情に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであり、各地方自治体がその判断と責任においてこの事業を行うことが、この事業及び地域主権の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲することが考えられる。ただし、同事業は、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動もされないというような事態は避けなければならないので、同事業の移譲については、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。

なお、人権啓発活動等委託事業の一部については、法務局・地方法務局、都道府県、市区町村、公益法人等が横断的なネットワークを形成し、構成員による効果的な共同啓発活動となるよう、国が直接マネージメントすることで全国的に一定水準の啓発活動を確保しており（以下「ネットワーク事業」という。）、当該ネットワーク事業は、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもとで、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。

5 その他

政府は、新たな人権救済機関を創設するとの方針に基づき、その骨格について検討を進めてきたが、法務省の前政務三役が平成２２年６月に取りまとめた中間報告の方向性に基づき、さらに検討を進めているところである。この新たな機関が国際基準を満たし、人権擁護に役立つものとなるよう、人権侵犯（侵害）事件の調査救済、人権啓発の在り方及びこれら活動の実施体制を含め、我が国の人権擁護制度全般にわたる検討がされており、今回の議論もその中でされるべきものと考えている。

■「社会経済情勢の変化等に伴い、必要性が乏しくなったものは、廃止又は縮小する」について（指針③）

法務局は、登記に関する事務や人権擁護に関する事務のほかにも、総合法律支援、国の利害に関する争訟、公証、戸籍、国籍、供託、司法書士及び土地家屋調査士に関する事務も所掌しているが、いずれも、国民の権利関係や身分関係に密接に関連し、国家の主権、司法制度、国民の人権保障に関係する事務であることから、国が自らの責任において実施すべき事務であって、社会経済情勢の変化等により、その必要性が乏しくなるものでもない。

人権擁護に関する事務について言えば、国際化、情報化、高齢化、少子化等による我が国社会の急激な変化に伴い、人権問題は複雑化・多様化する傾向にある。特に、最近では、女性、高齢者、障害のある人、外国人、ＨＩＶ感染者、ハンセン病患者等に対する差別的取扱いや、夫・パートナー等による女性に対する暴力、児童、高齢者、障害のある人に対する虐待、セクシュ

アル・ハラスメント等が社会問題化しているほか、捜査の違法手続や拘禁・収容施設内における暴行その他の虐待等公権力による人権侵害も後を絶たない。実際に、平成19年8月に内閣府から発表された「人権擁護に関する世論調査」においても、今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがある国民が前回（平成15年実施）よりも増加しているほか、人権が侵害されるようなことが多くなってきている国民も増加しており、人権を取り巻く社会情勢が悪化していることを裏付ける結果となっている。人権の尊重が世界共通の行動基準とされる中、こうした人権を取り巻く社会情勢が悪化している現状をも踏まえ、国自らが国民の人権を擁護する必要性は、従来に比べ一層高いものというべきであって、国は、国民の人権擁護に対してより積極的に施策を推進すべきである。なお、本年9月の柳田法務大臣就任の際、菅内閣総理大臣から、同法務大臣に対して、「国民の人権が保障され、安心して暮らせる社会をつくる」ことが指示されているところである。

■「その他積極的に自己仕分けに上乘せの提案を盛り込む」について（指針④）

＜司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施について＞

司法書士制度及び土地家屋調査士制度は、登記等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護等に寄与するために設けられていることから、司法書士・土地家屋調査士となる資格を有する者は、法務大臣が行う国家試験である司法書士試験・土地家屋調査士試験に合格した者等とされている。

司法書士試験及び土地家屋調査士試験は、国家試験であるため、問題作成及び採点（試験委員の選任を含む。）、合格者の決定、受験手数料の額の決定等は、法務本省において行う必要があるが、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務は、各法務局において行っている。試験実施業務については、市場化テストの実施による民間委託を検討しているが、これだけでは経費削減が図れないという課題がある。各地方自治体において試験実施業務を行うことができれば、試験会場数の増加（現在、司法書士試験については、筆記試験は全国50会場、口述試験は全国8会場、土地家屋調査士試験については、筆記試験は全国9会場、口述試験は全国8会場で実施）により、受験者の利便性が格段に向上するほか、地方自治体が所有する施設等を試験会場とすれば、会場借料も不要になり、経費も削減できることが期待できる。

そこで、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施業務について、国家試験としての公平性を確保する観点から、現在行っている障害者等に対する特別措置、遅刻した受験者への対応、時間延長の措置等に関して全国統一した運用を確保することを条件に、全国一律・一斉に地方移譲する。

【再検討の結果】

以上のとおり、法務局の事務・権限については、基本的には、引き続き出先機関の事務・権限と仕分けた。

ただし、「司法書士試験の実施」及び「土地家屋調査士試験の実施」について、全国一律・一斉に地方移譲するものと仕分けた。

また、人権擁護に関する諸事務のうち、

- 1 人権擁護委員の委嘱に関する事務については、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みの検討と併せて、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲するものと仕分け、
- 2 人権啓発活動地方委託事業については、ネットワーク事業を除き、啓発活動を確保するための方策の検討と併せて、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲するものと仕分けた。

機関名	地方厚生（支）局（厚生労働省）
1. 8月31日までに行った自己仕分けにおいては ○ 麻薬等取締など国民の生命・生活に重大な影響を与える業務や年金制度、医療保険制度など現在大きな見直しを行っている制度に関わる業務等を除き、「<u>地方が移譲を希望している業務は地方に移譲する</u>」の原則のとおりに対応する。 ※地方で責任を持って適切に実施可能な場合に限る。 ○ その結果、全国知事会「<u>国の出先機関原則廃止PT</u>」が地方へ移譲と整理した38の事務・権限のうち約6割にあたる222の事務・権限を地方へ移譲可能と整理した。 (参考) 当該自己仕分け結果では今般の出先機関改革の再検討の指針に掲げる考え方については対応済みである。 ① 「<u>広域性</u>」が地方移譲の障害となっている場合には、都道府県連合等の広域的实施体制が整備されれば移譲可能 → 医療法人、社会福祉法人、消費生活協同組合の監督などを移譲可能と整理している。 ② 「<u>統一性</u>」が地方移譲の障害となっている場合には、国が統一的判断基準等を定めた上、さらに条件を整備すると地方移譲が可能 → { ・ 指定医療機関（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、戦傷病者特別援護法）の指定 ・ 各種国家資格等（保健師、助産師など32種）及び各種都道府県知事資格等（調理師など4種）に関する養成施設の指定 ・ 特定機能病院（高度な医療の提供や開発等を行う病院）の指導監督 → } などを移譲可能と整理している。 2. 再検討の結果、下記については地方の要望があることを踏まえ、引き続き地方と協議していくこととする。 → 「民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名」については、「国の出先機関原則廃止PT」において「地方移管」とされているが、当事者団体からは、無報酬である民生委員・児童委員の使命感や責任感の醸成に当たっては厚生労働大臣による委嘱こそが有意義であるとの見解が示されていることも踏まえ、国に残した上で、地方自治体の推薦手続に係る事務負担の徹底的な軽減等について、引き続き地方と協議していくこととする。 → 「医療観察法に基づく指定医療機関の指定等」についても、「国の出先機関原則廃止PT」において「地方移管」とされているが、「要望書（平成22年6月全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会）」及び「平成23年度国の施策な らびに予算に関する要望書（平成22年9月近畿府県民生主管部長会議）」において、「国の責任において行っていただきたい」との要望も出されていることから、国に残した上で、引き続き地方と協議していくこととする。 (※) 医療観察法における医療は、司法制度や人権制約に密接に関連するため、財政負担も含めて国で行っていること、指定入院医療機関は	

22都府県で整備されているにすぎず、裁判所の入院医療を受けさせる決定に対応できなくなるおそれ強いこと、法附則第4条に基づく法施行後5年後の国会報告の時期であり、制度全体を見直すべきとの意見もある中、権限を移譲すると大変な混乱を招くおそれもあることから、現段階では国に残すべきと判断した。

機関名	地方厚生局（消費者庁）
健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令 自己仕分け結果に変更なし （理由） ○ 先の自己仕分けにおいて、当該事務・権限は、全国一律・一斉に移譲するものとして、地方自治体に移譲することと回答しているため（メルクマールという「A-a」）。	

機関名	都道府県労働局（厚生労働省）
【再検討に当たったての考え方】 ○ 「出先機関改革の再検討の指針」を踏まえ、自治体が見直しを特に強く望んでいるハローワーク関係業務について、新たに、地域の主導性を発揮できる改革案を提案する。 【再検討結果】 ○ 特区方式による国と自治体（都道府県・市町村）の一体運営方式のハローワークの創設 特区において、職業紹介、福祉相談、住宅相談、職業訓練などを総合的に提供する<u>国と自治体の一体運営施設</u>を創設する。 <u>一体運営施設</u>においては、<u>都道府県</u>に加え、<u>市町村</u>も参加し、<u>自治体</u>が<u>ハローワーク（国）</u>に指示できる制度を創設する。（別添参照）	

再検討結果について(ハローワーク)

特区方式による

国と自治体（都道府県・市町村）の一体運営方式のハローワークの創設

（自治体によるハローワークへの指示を初めて可能に）

特区方式による国と自治体（都道府県・市町村）の一体運営方式のハローワークの創設

（自治体によるハローワークへの指示を初めて可能に）

【目的】

- 地域の実情に即した自治体の意向を踏まえた職業紹介サービスの提供
- ハローワークを核として他のサービスを含めた、雇用・生活サービスのワンストップ化を実現

特区において、職業紹介、福祉相談、住宅相談、職業訓練などを総合的に提供する国と自治体の一体運営施設を創設。一体運営施設においては、都道府県に加え、市町村も参加し、自治体がハローワーク(国)に指示できる制度を創設。

【一体的運営施設を支える法的枠組み（法定事項）】

○ 「雇用対策協定」の締結

自治体から国に対する要請権と国の誠実応諾義務

○ 「運営協議会」の設置

自治体、国、地域の労使等が参加し、運営

○ 自治体の指示権の創設

自治体から一体運営施設の職業相談・職業紹介業務に対する指示を可能

○ 一体運営施設

職業紹介、福祉相談、住宅相談、職業訓練などを総合的に提供

※自治体の指示権、一体運営施設の法的位置付け等について、今後、関係省庁と協議し、検討。

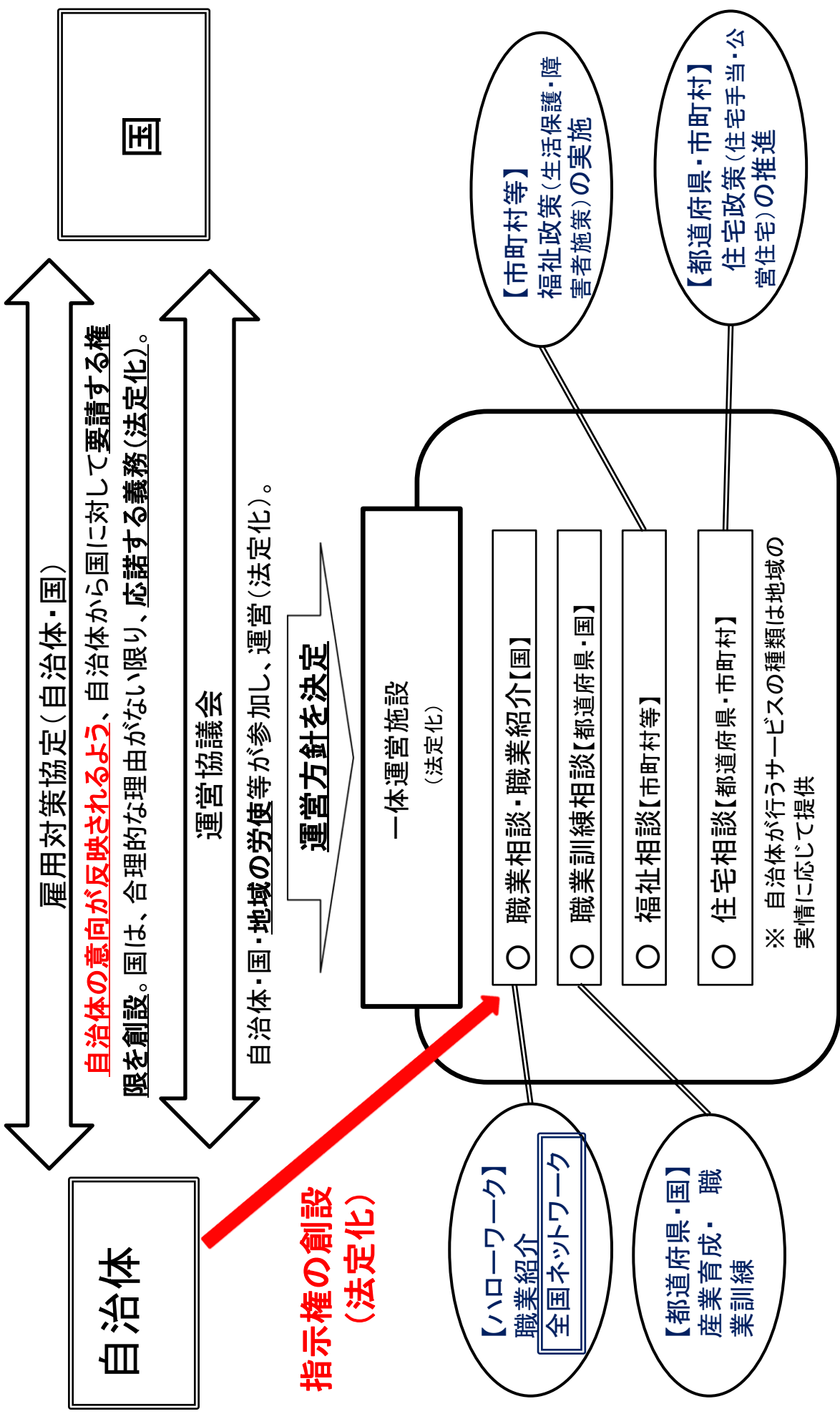
◎ 特区方式の理由

- ・ 一体運営施設の職業相談・職業紹介業務は、国だけでなく、自治体からも「指示」がされる。そのため、自治体と国の「指示」が円滑に調整され、職業相談・職業紹介業務が適切・的確に実施されるか、検証を行う必要。
- ・ 検証結果を踏まえて、全国展開。



国と自治体が一体的に
サービスを提供できる法的
枠組みを創設

(特区方式による一体運営施設のイメージ)



◎ 各事業は、雇用対策協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施。

※ 自治体からの指示権、一体運営施設の法的位置付け等は、今後、関係省庁と協議し、検討。

機関名	地方農政局（農林水産省）
8月末の自己仕分けの概要 ○地方農政局が引き続き実施すべき事務	
国の役割	国が重点的に担うべき事務
・食料の安定供給（食料自給率の向上等） ・農業の再生 ・国民の安全・安心の確保（国土の保全等） ・食の安全・消費者の信頼確保	○戸別所得補償制度 ○政府による米麦の売買・管理 ○6次産業化、生産・経営対策、農業農村基盤整備等 ○農業等の団体指導・監督 ○食品表示、JAS ○牛トレーサビリティ ○農薬等の安全確保のための検査・指導 ○家畜防疫、植物防疫等
○見直しを検討する事務	
本省において実施することを検討 （既に本省だけで実施中の事務を含む）	・地すべり防止区域等の指定及び廃止 ・食育の推進（民間に対する助成） ・農地土壌の汚染防止等
地方への移譲等を検討	・一部の国営土地改良施設の財産権・水利権等 ・事業協同組合等の設立認可等 ・農産物検査（登録検査機関の登録等）
実施主体の見直しを検討	・肥料登録証等の登録更新（独立行政法人へ移管）
再検討結果	
区 分	事務・権限
8月末の自己仕分けで見直すこととした事務 （10事務）	事務・権限 仕分け結果 ・農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 [※一都道府県域内のみにある登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入検査等の業務] [について、都道府県への権限移譲・付与を検討。] ・事業協同組合等の設立認可等 [※複数の都道府県の事業者を組合員とする組合について、広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。] ・土地改良事業等の実施（直轄事業の調査、計画等） ・土地その他の開発資源の調査に関する事務 ・直轄事業の実施や国有財産である国営造成施設の利活用に必要な農業水利調整 ・土地改良事業等の実施（直轄事業の実施） [※国営土地改良事業について、基幹的役割の比較的小さい農業水利施設の財産権、水利権等を移譲するた めの個別協議を開始。さらに、広域的な実施体制の進行に応じて、財産権等の追加的な移譲の課題を議 論。]

	・農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの（農薬・肥料の取締及び飼料等の適正管理・使用の安全性確保に関する立入検査） ☐ ※肥料登録等の登録更新について、独立行政法人への移譲を検討。 ・食育の推進に関する事務（民間に対する助成） ・農地の土壌の汚染の防止及び除去に関する事務（国庫補助事業関連） ・地すべり等防止法の規定による地すべり防止区域及びばた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関する事務 ☐ ※本省において実施（既に本省だけで実施中の事務を含む）	C－a
	・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成） ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発） ☐ ※これらの事務のうち、容器リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく検査指導等について、 - 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することを検討。 ・農業協同組合等の検査 ・農業協同組合等の検査（金融検査） ・農業協同組合等の業務に関する指導・認可等 ・中央卸売市場の検査・指導等 ・土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務 ☐ ※これらの事務のうち、都道府県の権限とされつつ、国が並行的な権限を有している事務について、自ら実施する意向のある都道府県における専門家の育成等に国が協力し、その状況を踏まえて判断。 ・食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 ・農山漁村の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 ☐ ※広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。 ・商品取引所の立入検査等 ☐ ※本省において実施することを検討。	B－①
	・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成） ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発） ☐ ※これらの事務のうち、容器リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく検査指導等について、 - 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することを検討。 ・農業協同組合等の検査 ・農業協同組合等の検査（金融検査） ・農業協同組合等の業務に関する指導・認可等 ・中央卸売市場の検査・指導等 ・土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務 ☐ ※これらの事務のうち、都道府県の権限とされつつ、国が並行的な権限を有している事務について、自ら実施する意向のある都道府県における専門家の育成等に国が協力し、その状況を踏まえて判断。 ・食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 ・農山漁村の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 ☐ ※広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。 ・商品取引所の立入検査等 ☐ ※本省において実施することを検討。	B－②
	・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成） ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発） ☐ ※これらの事務のうち、容器リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく検査指導等について、 - 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することを検討。 ・農業協同組合等の検査 ・農業協同組合等の検査（金融検査） ・農業協同組合等の業務に関する指導・認可等 ・中央卸売市場の検査・指導等 ・土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務 ☐ ※これらの事務のうち、都道府県の権限とされつつ、国が並行的な権限を有している事務について、自ら実施する意向のある都道府県における専門家の育成等に国が協力し、その状況を踏まえて判断。 ・食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定等 ・農山漁村の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等 ☐ ※広域的な実施体制の進行に応じて、移譲を検討。 ・商品取引所の立入検査等 ☐ ※本省において実施することを検討。	C－b

補助金・交付金の事務については、現在行われている一括交付金化に関する議論の進展に応じて、一括交付金への移行に伴う事務の移譲を行う。

以上のほか、広域的視点から実施している事務についても、広域の実施体制の進行に応じて、移譲可能な事務を検討（受入側の人材の配置状況などの課題を考慮しながら進める）。

機関名	森林管理局（農林水産省）	
8 月末の自己仕分けの概要 ○森林管理局が引き続き実施すべき事務		
国の役割		国が重点的に担うべき事務
・ 林業の再生 ・ 国民の安全・安心の確保（国土の保全等）	○国有林の管理経営	○大規模山地災害の復旧

再検討結果

国有林の管理経営を行う森林管理局については、民有林野森林の治水事業のみについて全国知事会からの移譲要望があるが、これは、地方だけでは早期復旧が困難な大規模山地災害の際、都道府県からの要請を踏まえ実施する事業であり、引き続き森林管理局で実施する必要。

機関名	漁業調整事務所（農林水産省）		
8月末の自己仕分けの概要			
○漁業調整事務所が引き続き実施すべき事務			
国の役割		国が重点的に担うべき事務	
・食料の安定供給（食料自給率の向上） ・水産業の再生	○漁業の許可等		○漁業調整等
	○外国漁船の寄港許可		○漁船の検査

再検討結果

漁業調整事務所については、漁業調整等については全国知事会からの移譲要望があるが、漁場特有の広域的な分布に応じて、地方で処理できない紛争案件や、漁業許可、外国漁船の取締り等を担当しており、現行の体制が必要。

機関名	経済産業局（経済産業省）
	当省では、地域主権戦略大綱に示された基本的な考え方に基づき、経済産業局が実施する７４の事務・権限について自己仕分けを実施。外部有識者からの意見を公開により聴取し、これら意見も踏まえ、政務三役会議を経て３割強の事務・権限を移譲又は廃止する方向で検討する旨、地域主権戦略会議へ回答したところであるが、片山特命担当大臣（地域主権推進）から示された「再検討の指針」に基づき、再検討を実施。再検討結果は以下のとおり。 <再検討結果> 自己仕分けにおいて「C－c」（引き続き先機関の事務・権限とする）と回答した経済産業局の事務・権限のうち、業務量が微少で移譲すると行政効率率が著しく非効率とならざるを得ないと整理した以下５事務・権限について、十分な体制整備（永続的かつ相当規模の広域的实施体制の構築（例えば経済産業局が管轄している区域と同等の範囲）及び統一的運用に必要な専門性の習得）及びそれぞれ以下に掲げる前提が整った場合に、次の仕分けとすることを検討。 <移譲を検討する５事務・権限> A－b②（個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの） 1. <u>[2-2]特定業種石油等消費統計調査</u> ・ 経済産業局が実施している事務を法定受託事務として実施すること 2. <u>[10-9]物流効率化等に関する事務</u> ・ 共管省庁との制度のあり方についての調整 3. <u>[26]電気計器事業者の届出等に関する事務</u> ・ 経済産業局が実施している事務を法定受託事務として実施すること B②（個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの） 4. <u>[3-1]エンジェル税制（ベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対する所得税の控除）に係る認定</u> ・ 税関連解釈等に関して、法を所管している国との連携体制の構築等 ・ 関係省庁との制度のあり方についての調整 5. <u>[10-6]中小企業の経営承継の円滑化に関する事務（非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予に係る認定等）</u> ・ 税関連解釈等に関して、法を所管している国との連携体制の構築等 ・ 関係省庁との制度のあり方についての調整

機関名	経済産業局（消費者庁）
特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務 自己仕分け結果に変更なし (理由) ○ 特定商取引法においては、国と同等の調査・処分権限を都道府県はすでに有しており、かつ、都道府県は既に域外事業者に対するものを含め立入検査や行政処分を行っている。 つまり、全国知事会の求めは特定商取引法上の事務・権限についてはすでに達成されている。 ○ よって、地方自治体への事務・権限の移譲の是非に関しては検討を要さない。	

機関名	地方整備局・地方運輸局・北海道開発局（国土交通省）
	1 ブロック単位の広域地方行政体を活用した事務・権限の移譲 ○ 再検討の指針に掲げる「広域性」「統一性」「専門性」の課題を解決できるブロック単位の広域地方行政体の仕組みが政府全体として構築されることにより、地方整備局・地方運輸局の事務・権限（国本来の事務等を除く）を、一括して幅広く移譲することが可能と考える。 ○ その実現に向けては、例えば、当該広域地方行政体の担うべき事務・権限の範囲、安定的な体制の構築、迅速な意思決定の仕組み等について政府全体での検討が必要であるとともに、移譲される事務・権限に関連する個別法の規定の整備も必要である。 ○ また、出先機関職員の雇用を確保する必要がある。 2 事務・権限の都道府県等への移譲（地方整備局） ○ 地方自治体が見直しを強く望んでいる直轄河川、直轄国道の都道府県等への移管については、個別協議に基づく移管が早期に実現するよう、その対象の拡大も含めて積極的に取り組んでいく。 （地方運輸局） ○ 運転代行業の権限、一の都道府県内の自動車道事業の権限・観光圏整備実施計画の認定権限・中小企業協同組合法等の権限について原則希望する都道府県への移譲を図る。 ○ 自動車安全特別会計の事業仕分けの方向性を踏まえ、自動車検査・登録制度のあり方を見直す中で、地方運輸局のスリム化を図る。 ※ 北海道開発局については、地方整備局と地方農政局の検討結果に準じる。

機関名	地方環境事務所（環境省）
【自己仕分け結果の再検討に当たっての考え方】 環境省においては、以下の考え方に基づき、地方環境事務所の事務・権限に関する自己仕分け結果の再検討を行った。 （１） 地域主権戦略大綱に示されている地域主権の考え方を基本とし、 ・「住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねる」という『補完性の原則』の下」（大綱 p. 7、「改革の理念」）、 ・「国・地方の役割分担の最適化」、「国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化」（同上）等を念頭に置くこと。 （２） 出先機関改革の再検討の指針として提示された諸点^{（注）}について、 ・ 自己仕分けを行った際にこれらの点に関し、検討が行われたか見直した上で、 ・ 改めて地方環境事務所の全ての事務・権限について再度検討する。 （注） 出先機関改革の再検討の指針として提示された点 １． 地方自治体が見直しを特に強く望んでいるもの（全国知事会の最重点事項：ハローワーク、直轄国道、直轄河川） ２． 国が地方移譲の障害として掲げている理由とその解決方法 ３． 社会経済情勢の変化等に伴い、必要性が乏しくなったものは、廃止又は縮小 ４． その他自己仕分けに上乘せの提案 【再検討を実施した結果】 上記考え方に基づき再検討を実施した結果、 （１） 地方環境事務所が行う事務については、例えば、自然環境の保全など現場が地方にあるものの、地域の住民のみに開発の是非の判断をゆだねることは適当でない場合（政策目的に照らし、補完性の原則における「住民に身近な行政」には当てはまらない場合）が多く見られる。また、地球温暖化対策においては、全国で活動する事業者に対し、都道府県別に報告や対策を求めた場合、当該事業者が実施する対策が全体最適とならず、報告先が増えることで対策への負担が重くなり、引いては国として責任を持って取り組んでいる地球温暖化対策の最適化・効率化が図れない。 （２） 再検討の指針として提示された諸点については、地域主権戦略大綱における事務仕分けの進め方に基つき、自己仕分けを行った際に検討した内容に含まれており、個別の事務に係る地方自治体への移譲の可否についての判断理由に示している。以上から、地方環境事務所が行う３４の事務に関し再検討した結果としては、自己仕分け結果において地方自治体に移譲できると判断した８事務について、引き続き移譲の在り方等について議論を進めることとしたい。	